



# 鹿沼市の水道事業の概要等

令和6年8月27日（火）

鹿沼市上下水道部

# 水道事業は

- 重要なライフラインとして地方公共団体が経営する「**地方公営企業**」
- 経営に必要な費用は全て使用者の水道料金で賄う「**独立採算制**」
- 地方公営企業法に基づく会計処理（複式簿記）を採用



## 1. 水道事業のあゆみ

| 事業認可     | 備考                                    |
|----------|---------------------------------------|
| 昭和27年 3月 | 水道事業創設                                |
| 昭和29年 2月 | 第1浄水場（千手町）を整備し給水を開始                   |
| 昭和37年12月 | 第1次拡張<br>➡現在までに6回の給水区域の拡張事業を実施        |
| 平成18年 2月 | 栗野町との合併により、上水道（企業）と5つの簡易水道（※）の計6事業となる |
| 平成29年 3月 | 5つの簡易水道を上水道（企業）に統合                    |

※給水人口が5,000人以下の口栗野、粕尾、清洲、永野、西部地区

## 2. 施設構成

鹿沼市の水道は地下水を水源とし、13の浄水場から各家庭などに供給しています。

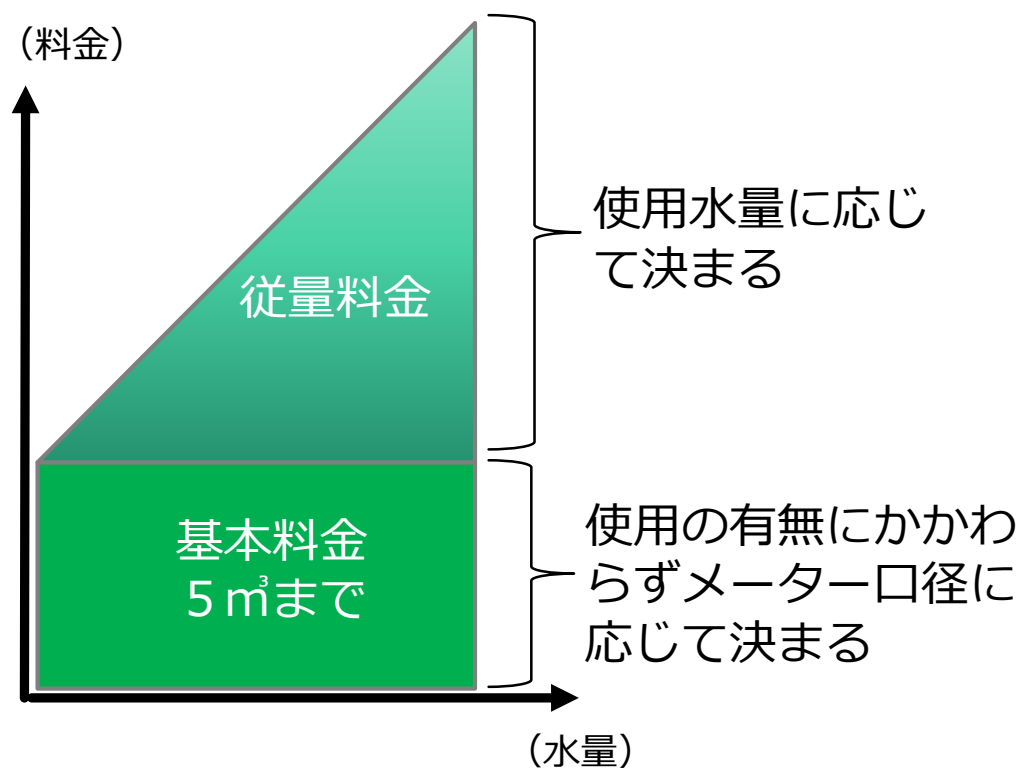
|            |        |
|------------|--------|
| ① 第1浄水場    | 千手町    |
| ② 第2浄水場    | 富岡     |
| ③ 第3浄水場    | 上日向    |
| ④ 第4浄水場    | 西茂呂4丁目 |
| ⑤ 第5浄水場    | 下奈良部町  |
| ⑥ 下沢浄水場    | 下沢     |
| ⑦ 野尻浄水場    | 野尻     |
| ⑧ 口栗野第1浄水場 | 口栗野    |
| ⑨ 口栗野第2浄水場 | 口栗野    |
| ⑩ 粕尾第2浄水場  | 中粕尾    |
| ⑪ 清洲第1浄水場  | 深程     |
| ⑫ 清洲第2浄水場  | 北半田    |
| ⑬ 永野浄水場    | 上永野    |



### 3.水道料金のしくみ

水道料金は、水道事業者が提供する給水サービス（安全な水の供給）に対してお客様（使用者）からいただく使用料で、「**基本料金（定額料金）**」と「**従量料金（水量料金）**」の二部料金制となっています。

なお、料金は、水源や地形、人口密度によって異なるため、市や町ごとに違いがあります。



○口径 13 mmで 20 m³使用の場合（1か月あたり）

令和4年4月1日現在

| 鹿沼市                                       | 県内14市<br>平均 | 全国平均   |
|-------------------------------------------|-------------|--------|
| 2,475円（税込み）<br>（基本料金 935円<br>従量料金 1,540円） | 2,983円      | 3,333円 |

（公社）日本水道協会「水道料金表」（R4.4.1）より

## 4. 業務実績

(令和5年度末)



|            |                       |                                             |
|------------|-----------------------|---------------------------------------------|
| 行政区域内人口（A） | 93,411人               | 住民票の登録がある人口                                 |
| 給水人口（B）    | 85,649人               | 給水区域内に居住し水道の給水を受けている人口                      |
| 給水戸数       | 35,121戸               | 給水契約の対象となっている戸数                             |
| 普及率（B／A）   | 91.7%                 | 行政区域内人口に対する給水人口の割合                          |
| 年間配水量（C）   | 10,245千m <sup>3</sup> | 給水区域に対し給水した水量<br>(参考) 1人1日平均328ℓ            |
| 年間有収水量（D）  | 8,088千m <sup>3</sup>  | 年間配水量（C）のうち料金徴収の対象となった水量                    |
| 有収率（D／C）   | 78.9%                 | 高率であるほど施設の稼働状況が収益に反映されている<br>【県内市平均】：78.15% |
| 管路総延長      | 830.68km              | 管路（導水管、送水管、配水管）の総延長                         |
| 耐震適合率      | 34.1%                 | 管路総延長のうち震度6強程度の地震に耐えられる管路の割合                |
| 給水原価       | 146.48円               | 1立法メートルの水道水をつくるための原価（費用）                    |
| 供給単価       | 154.18円               | 1立法メートルの水道水を供給して得られる収益                      |

## 5. 経営状況

- ◆ 経営の健全性を示す「**経常収支比率**」は、健全経営の水準とされる100%を上回っており、現在のところ、健全化は保たれています。
- ◆ 「**料金回収率**」は100%を上回っており、給水にかかる費用が給水収益（水道料金）で賄えている状態です。
- ◆ 管路の老朽化度合いを示す「**管路経年化率**」は横ばいですが、令和7年度以降、法定耐用年数（40年）を経過する管路が増加する見込みです。

|     |        |        |        |        |        |        | (%)           |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
|     | 指 標    | R 1    | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | 県内14市<br>R5平均 |
| 健全性 | 経常収支比率 | 111.09 | 117.85 | 117.41 | 114.11 | 119.27 | 110.92        |
| 収益性 | 料金回収率  | 108.62 | 115.18 | 114.02 | 106.58 | 105.26 | 102.67        |
| 老朽化 | 管路経年化率 | 11.18  | 11.60  | 13.19  | 12.99  | 12.91  | 16.45         |

## 6. 課題

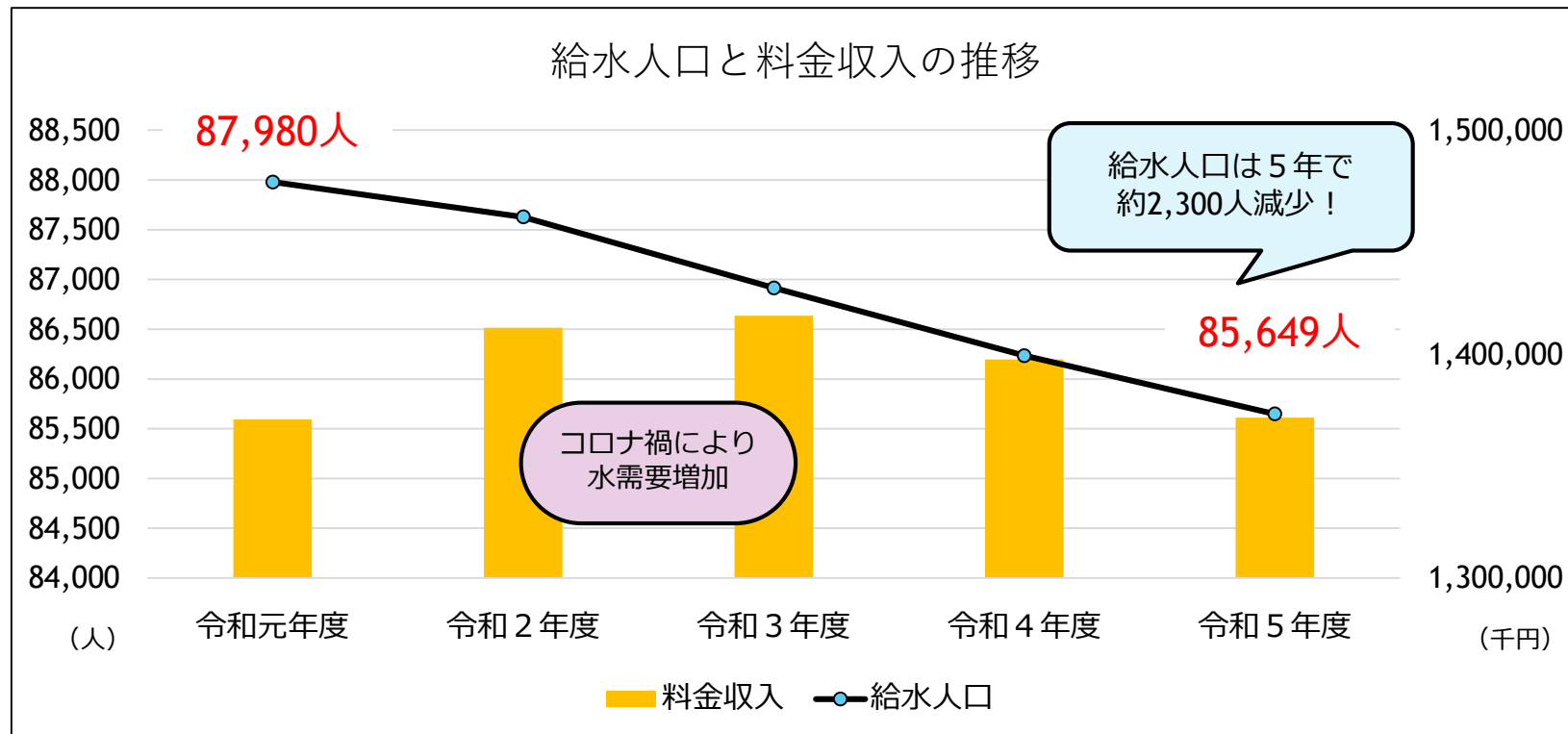
人口減少により料金収入が減少する一方で、施設の老朽化に伴う設備投資の増加が見込まれ、年々経営状況は厳しくなっていくことが予想されます。

料金収入の減少

急激な人口減少、節水型機器の普及により使用量が減少  
➡施設の維持管理、更新（修繕）に充てる財源が不足

更新費用の増加

管路の老朽化が進み、更新費用や耐震化対策にかかる費用の増加



# 7. 今後の取り組み

～いつでも いつまでもおいしい水 かぬま～

## 事業の広域化

市や町の区域を超え、施設の維持管理業務や事務処理などを共同委託、共同実施することでコスト削減、事務処理を効率化

## 官民連携の推進

民間の技術力や経営ノウハウを活かし、最適な官民連携手法を検討

## I C T 技術の活用

A I を活用した管路の劣化診断、スマートメーターの導入による業務の効率化

## 適正な料金水準

人口減少や施設等の老朽化対策への財源不足解消、物価高騰に伴う費用増に対応するため、料金水準を検討